

本原原発第32号
令和4年2月9日

原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請致します。

記

1. 変更の内容

昭和49年5月27日付49原第4719号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定について、別添(1)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第1編)」の変更後欄及び別添(2)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第2編)」の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線及び変更箇所表示部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 令和4年7月1日付け浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更

浜岡原子力発電所のガバナンス機能の強化及び専門組織化によるパフォーマンスの向上を目的として、令和4年7月1日付けで組織改定を行い、発電所組織の再編及び業務分掌の見直しを実施する予定である。

具体的には、発電所の「ガバナンス機能の強化」の観点から、組織管理規程上の発電所の筆頭部署である安全品質保証部に発電所の総括業務を担う危機管理部の総括管理課を統合するとともに、「専門組織化」の観点から、組織横断的な保安活動を展開する部署を集約、放射性廃棄物管理業務を集約、構成管理に係るエンジニアリング業務と保守業務をそれぞれ集約するなど、発電所組織の再編及び業務分掌の見直しを実施する。

この浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務が変更となることから、保安規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

以 上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可番号
1	昭和50年7月15日	50原第6031号
2	昭和50年10月15日	50原第8085号
3	昭和51年6月1日	51安第3238号
4	昭和51年12月13日	51安(原規)第186号
5	昭和52年5月31日	52安(原規)第134号
6	昭和52年10月3日	52安(原規)第270号
7	昭和53年1月26日	53安(原規)第16号
8	昭和54年7月10日	54資庁第8348号
9	昭和54年9月6日	54資庁第9989号
10	昭和54年10月22日	54資庁第12097号
11	昭和54年12月8日	54資庁第15931号
12	昭和55年5月6日	55資庁第4940号
13	昭和55年8月5日	55資庁第9528号
14	昭和55年8月29日	55資庁第10602号
15	昭和56年3月30日	56資庁第2662号
16	昭和56年6月19日	56資庁第7444号
17	昭和56年8月20日	56資庁第10448号
18	昭和57年2月26日	57資庁第2530号
19	昭和57年7月31日	57資庁第10881号
20	昭和58年8月29日	58資庁第11217号
21	昭和59年5月18日	59資庁第4765号
22	昭和59年8月17日	59資庁第10192号
23	昭和59年12月10日	59資庁第13449号
24	昭和60年5月1日	60資庁第4679号
25	昭和60年7月25日	60資庁第8889号
26	昭和61年10月15日	61資庁第11645号
27	昭和62年6月29日	62資庁第8206号
28	昭和62年8月25日	62資庁第10265号
29	昭和63年2月4日	62資庁第16334号
30	昭和63年4月6日	63資庁第2500号
31	平成元年3月31日	元資庁第3500号
32	平成2年3月23日	2資庁第1878号
33	平成2年9月25日	2資庁第9820号
34	平成3年1月17日	2資庁第14526号
35	平成4年5月13日	4資庁第5719号
36	平成4年11月6日	4資庁第12030号
37	平成5年6月25日	5資庁第7245号
38	平成6年1月19日	5資庁第13491号
39	平成6年9月26日	6資庁第10233号
40	平成7年10月23日	7資庁第12069号
41	平成8年3月28日	8資庁第1893号
42	平成8年6月25日	8資庁第6659号
43	平成8年12月20日	8資庁第11850号

	認可年月日	認可番号
44	平成9年6月26日	平成09・06・11資第7号
45	平成10年12月17日	平成10・11・24資第35号
46	平成11年7月9日	平成11・05・31資第11号
47	平成13年1月5日	平成12・08・31資第17号
48	平成13年2月23日	平成13・02・15原第11号
49	平成13年3月30日	平成13・03・23原第8号
50	平成13年10月29日	平成13・09・12原第3号
51	平成14年3月18日	平成14・02・25原第4号
52	平成14年9月20日	平成14・08・21原第10号
53	平成14年12月20日	平成14・12・04原第2号
54	平成15年5月9日	平成15・04・10原第18号
55	平成15年8月6日	平成15・06・26原第3号
56	平成15年11月7日	平成15・09・24原第5号
57	平成16年5月20日	平成15・12・18原第12号
58	平成16年8月3日	平成16・07・09原第21号
59	平成16年10月15日	平成16・09・29原第3号
60	平成17年1月11日	平成16・12・01原第3号
61	平成17年12月20日	平成17・12・06原第4号
62	平成18年2月22日	平成18・01・31原第12号
63	平成18年6月15日	平成18・05・29原第2号
64	平成18年11月1日	平成18・10・18原第9号
65	平成19年4月25日	平成19・04・02原第5号
66	平成19年6月22日	平成19・06・01原第30号
67	平成19年9月18日	平成19・07・27原第13号
68	平成19年12月13日	平成19・09・28原第34号
69	平成19年12月13日	平成19・11・30原第27号
70	平成20年6月23日	平成20・06・02原第27号
71	平成20年8月22日	平成20・07・11原第20号
72	平成20年9月19日	平成20・09・01原第9号
73	平成20年12月12日	平成20・10・31原第20号
74	平成21年1月19日	平成20・12・22原第18号
75	平成21年2月13日	平成21・02・03原第24号
76	平成21年6月19日	平成21・05・29原第1号
77	平成21年11月18日	平成21・10・14原第9号
78	平成22年2月25日	平成22・01・29原第10号
79	平成22年6月24日	平成22・05・31原第4号
80	平成22年12月13日	平成22・10・07原第2号
81	平成23年2月16日	平成23・02・01原第4号
82	平成23年4月5日	平成23・03・02原第8号
83	平成23年5月6日	平成23・04・06原第15号
84	平成23年5月11日	平成23・04・22原第12号
85	平成23年6月29日	平成23・06・06原第8号
86	平成24年9月6日	20120813原第37号
87	平成25年5月8日	原管廃収第130212001号
88	平成25年6月28日	原管B発第1306272号

	認可年月日	認可番号
89	平成25年12月24日	原管B発第1312241号
90	平成26年2月21日	原管廃発第1402192号
91	平成26年6月25日	原規規発第1406244号
92	平成26年9月3日	原規規発第1409022号
93	平成26年11月7日	原規規発第1411062号
94	平成27年6月10日	原規規発第1506101号
95	平成28年2月3日	原規規発第16020317号
96	平成28年3月2日	原規規発第1603024号
97	平成28年3月24日	原規規発第16032416号
98	平成29年3月2日	原規規発第1703021号
99	平成29年4月27日	原規規発第17042711号
100	平成29年8月16日	原規規発第1708162号
101	平成30年3月12日	原規規発第1803128号
102	平成30年8月21日	原規規発第1808215号
103	令和元年9月3日	原規規発第1909034号
104	令和2年2月7日	原規規発第2002072号
105	令和2年6月3日	原規規発第2006037号
106	令和2年8月31日	原規規発第2008311号
107	令和3年3月31日	原規規発第2103312号

別添（１）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> <p>(発電所)</p> <p>※2 — 発電所長</p> <p>原子力発電所保安運営審議会</p> <p>安全品質保証部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ長 原子力安全グループ長 検査管理課長 <p>総務部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 経理課長 <p>危機管理部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総括管理課長 防災課長 核物質防護課長 <p>発電部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理課長 定検保安課長 発電指令課長 <p>プラント運営部長</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント管理課長 原子燃料課長 放射線管理課長 システム管理グループ長 <p>保守部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守管理課長 設備保全課長 改良工事グループ長 原子炉課長 タービン課長 電気課長 計測課長 <p>土木建築部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 <p>廃止措置部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画課長 廃止措置工事課長 廃棄物管理課長 <p>原子力研修センター所長</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> <p>(発電所)</p> <p>※2 — 発電所長</p> <p>原子力発電所保安運営審議会</p> <p>総括・品質保証部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総括管理課長 品質保証グループ長 検査管理課長 <p>総務部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 経理課長 <p>運営基盤部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災課長 核物質防護課長 放射線管理課長 デジタル技術課長 <p>発電部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理課長 施設保安課長 廃棄物管理課長 発電指令課長 <p>エンジニアリング部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・システム管理課長 共通設計課長 設計調達課長 原子燃料課長 <p>保守部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守管理課長 機械保守課長 電気保守課長 <p>土木建築部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 <p>廃止措置部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画課長 廃止措置工事課長 <p>原子力研修センター所長</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織の変更)</p>
<p>図4(2) 保安に関する組織 (浜岡原子力総合事務所及び発電所)</p>	<p>図4(2) 保安に関する組織 (浜岡原子力総合事務所及び発電所)</p>	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) <u>安全品質保証部長</u>は、品質保証グループ長、<u>原子力安全グループ長</u>及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 経理課長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) <u>危機管理部長</u>は、<u>総括管理課長</u>、<u>防災課長</u>及び<u>核物質防護課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(10) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 核物質防護課長は、周辺監視区域及び保全区域の管理並びに管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) <u>システム管理グループ長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理（<u>設備保全課長</u>及び<u>計測課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電部長は、運転管理課長、<u>定検保安課長</u>及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 運転管理課長は、原子炉施設の運転の総括（<u>定検保安課長</u>及び<u>廃棄物管理課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) <u>定検保安課長</u>は、原子炉施設の<u>定検作業</u>における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理及び原子炉施設のうち、<u>廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（<u>廃棄物管理課長</u>が所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) <u>総括・品質保証部長</u>は、<u>総括管理課長</u>、<u>品質保証グループ長</u>及び<u>検査管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 経理課長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) <u>運営基盤部長</u>は、<u>防災課長</u>、<u>核物質防護課長</u>、<u>放射線管理課長</u>及び<u>デジタル技術課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 核物質防護課長は、周辺監視区域及び保全区域の管理並びに管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) <u>デジタル技術課長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理（<u>電気係課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 発電部長は、運転管理課長、<u>施設保安課長</u>、<u>廃棄物管理課長</u>及び<u>発電指令課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(14) 運転管理課長は、原子炉施設の運転の総括（<u>施設保安課長</u>が所管する業務を除く。）及び<u>化学管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) <u>施設保安課長</u>は、原子炉施設の<u>保全作業</u>における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理、<u>放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(17) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(16) <u>プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(17) <u>プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) <u>原子力安全グループ長は、原子力安全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(22) <u>保守管理課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務（設備保全課長が所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(18) 原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) <u>保守部長は、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(23) <u>設備保全課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務（原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長、土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）及び保全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(24) <u>改良工事グループ長は、大型改良工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>原子炉課長は、原子炉施設のうち、原子炉関係機械設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(26) <u>タービン課長は、原子炉施設のうち、タービン関係機械設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(27) <u>電気課長は、原子炉施設のうち、電気関係設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(28) <u>計測課長は、原子炉施設のうち、計測関係設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(29) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(30) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) <u>廃止措置部長は、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(34) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(18) <u>エンジニアリング部長は、安全・系統管理課長、共通設計課長、設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(19) <u>安全・系統管理課長は、原子力安全管理の総括、プラント技術の総括及び原子炉施設の施設管理の総括（保守管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) <u>共通設計課長は、火災、溢水、自然現象に関する防護設計及び高経年化技術評価の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(21) <u>設計調達課長は、原子炉施設の設計管理及び調達管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(22) 原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 保守部長は、<u>保守管理課長、機械保守課長及び電気保守課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(24) <u>保守管理課長は、原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>機械保守課長は、原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(26) <u>電気保守課長は、原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(27) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(28) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) <u>廃止措置部長は、廃止措置計画課長及び廃止措置工事課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(31) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(35) 第4項(3)から(33)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める所掌業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(36) 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>(37) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>（原子力発電所保安運営審議会）</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び第5条第4項(2)から(35)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>（運転管理業務）</p> <p>第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、原子炉施設の運転に関する次の事項を実施する。</p> <p>イ～ニ [略]</p> <p>(2) 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、関係課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロによる運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係課長は、発電指令課長又は廃棄物管理課長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に発電指令課長又は廃棄物管理課長へ系統を引き渡す。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(32) 第4項(3)から(29)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(33) 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>(34) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>（原子力発電所保安運営審議会）</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び第5条第4項(2)から(32)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>（運転管理業務）</p> <p>第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する次の事項を実施する。</p> <p>イ～ニ [略]</p> <p>(2) 発電指令課長は、関係課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロによる運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係課長は、発電指令課長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に発電指令課長へ系統を引き渡す。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（号番号の変更）</p> <p>・記載の適正化（「所掌業務」を「業務分掌」に修正）</p> <p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（号番号の変更）</p> <p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第93条第1項に定める区域を除く。）を巡視し、<u>発電指令課長は</u>、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）の巡視又は監視を行う。</p> <p>(手順書の作成)</p> <p>第14条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、次の各号に掲げる発電指令課長又は廃棄物管理課長が実施する原子炉施設の運転管理、施設管理及び異常時の措置に関する事項の手順書を作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき保安運営審議会の確認を得る。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(引継及び通知)</p> <p>第15条 発電指令課長は、その業務を次の発電指令課長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び運転記録を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p>2 運転管理課長は、本規定に定める通知を受けた場合は、<u>第4章第3節各条の第2項に定める発電指令課長から受けた通知を除き</u>、当該通知の内容を発電指令課長に周知する。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電指令課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第93条第1項に定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電指令課長は、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）の巡視又は監視を行う。</p> <p>(手順書の作成)</p> <p>第14条 運転管理課長は、次の各号に掲げる発電指令課長が実施する原子炉施設の運転管理、施設管理及び異常時の措置に関する事項の手順書を作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき保安運営審議会の確認を得る。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(引継及び通知)</p> <p>第15条 発電指令課長は、その業務を次の発電指令課長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び運転記録を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p>2 運転管理課長は、本規定に定める通知^{※1}を受けた場合は当該通知の内容並びに<u>第18条第1項及び本章第3節各条の第2項の確認を行った場合はその結果を発電指令課長に周知する。</u></p> <p><u>※1：本章第3節各条の第2項に定める発電指令課長から受けた通知を除く。</u></p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p> <p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （第18条、第24条及び第33条中の「プラント管理課長」を「運転管理課長」に変更することに伴う運転管理課長から発電指令課長への周知事項の追加）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(地震又は火災等発生時の対応)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5), (6) [略]</p> <p>3 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電部長又は廃止措置部長に報告する。発電部長又は廃止措置部長は、所長、発電用原子炉主任技術者及び各部長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>[以下, 略]</p> <p>(水質管理)</p> <p>第18条 <u>プラント管理課長</u>は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材のpH及び塩素イオンを1ヶ月に1回確認し、その結果を<u>運転管理課長</u>に通知する。</p> <p>[以下, 略]</p> <p>(制御棒の動作確認 (5号炉))</p> <p>第21条の2 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表21の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒1本だけが動作不能^{*1}の場合を除く。</p> <p>2 制御棒が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉課長</u>は、制御棒と制御棒駆動機構の結合を取り外した場合は、取り付け後、当該の制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認し、その結果を原子炉起動前に運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下, 略]</p>	<p>(地震又は火災等発生時の対応)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 発電指令課長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5), (6) [略]</p> <p>3 発電指令課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電部長に報告する。発電部長は、所長、発電用原子炉主任技術者及び各部長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>[以下, 略]</p> <p>(水質管理)</p> <p>第18条 <u>運転管理課長</u>は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材のpH及び塩素イオンを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>[以下, 略]</p> <p>(制御棒の動作確認 (5号炉))</p> <p>第21条の2 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表21の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒1本だけが動作不能^{*1}の場合を除く。</p> <p>2 制御棒が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>保修管理課長</u>は、制御棒と制御棒駆動機構の結合を取り外した場合は、取り付け後、当該の制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認し、その結果を原子炉起動前に運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下, 略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(制御棒のスクラム機能)</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2 制御棒のスクラム機能が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸水注入系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>プラント管理課長</u>は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(制御棒のスクラム機能)</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2 制御棒のスクラム機能が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸水注入系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>運転管理課長</u>は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回確認する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更</p> <p>(浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
(計測及び制御設備(3号炉及び4号炉)) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備 ^{*1} は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1)～(5) [略] 2～3 [略] 表27-1 [略] ※1～5 [略] 表27-2 1. 原子炉保護系計装 表27-2-1(1) 原子炉保護系計装に係る確認(3号炉)				(計測及び制御設備(3号炉及び4号炉)) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備 ^{*1} は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1)～(5) [略] 2～3 [略] 表27-1 [略] ※1～5 [略] 表27-2 1. 原子炉保護系計装 表27-2-1(1) 原子炉保護系計装に係る確認(3号炉)				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期(ペリオド)短	10秒以上(中間領域)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期(ペリオド)短	10秒以上(中間領域)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			安全・系統管理課長は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高(a) 中性子束	15%以下(原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高(a) 中性子束	15%以下(原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			安全・系統管理課長は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
	120%以下(原子炉モードスイッチが「運転」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	120%以下(原子炉モードスイッチが「運転」の時)	120%以下(原子炉モードスイッチが「運転」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回			発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて電気保修課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	
		計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回			電気保修課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回	
計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	保修管理課長は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時					

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて電気係課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)
		計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回			電気係課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回	
		計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		計測課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時			係管理課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉圧力高	7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	電気課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
6. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
7. スクラム排出 容器水位高	94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり)	計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	7. スクラム排出 容器水位高	94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり)	係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下※2	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上※2でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下※2	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上※2でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			計測課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のピロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上※2	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上※2でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のピロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上※2	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上※2でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			計測課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
10. 主蒸気管放射能高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	10. 主蒸気管放射能高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			計測課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ※3-9.0m) b. 3階床水平 (T.M.S.L. ※3 22.8m) c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ※3-9.0m)	地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下	計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ※3-9.0m) b. 3階床水平 (T.M.S.L. ※3 22.8m) c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ※3-9.0m)	地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下	計測課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
13. スクラム回路	—	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	13. スクラム回路	—	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	
		計測課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。	定事検停止時			安全・系統管理課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。	定事検停止時	

※1～3 [略]

※1～3 [略]

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27-2-1(2) 原子炉保護系計装に係る確認（4号炉）				表27-2-1(2) 原子炉保護系計装に係る確認（4号炉）				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 （ペリオド）短	10秒以上 （中間領域）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 （ペリオド）短	10秒以上 （中間領域）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	<u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 （a）中性子束	15%以下 （原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 （a）中性子束	15%以下 （原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
	120%以下 （原子炉モードスイッチが「運転」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		120%以下 （原子炉モードスイッチが「運転」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回			発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて <u>電気保修課長</u> 又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	
		計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回			<u>電気保修課長</u> は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回	
計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時					

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて電気係課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)
		計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回			電気係課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回	
		計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		計測課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時			係管理課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉圧力高	7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 原子炉水位低(L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 原子炉水位低(L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	電気課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
6. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
7. スクラム排出容器水位高	94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり)	計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	7. スクラム排出容器水位高	94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり)	係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{*2}	発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{*3} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{*2}	発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{*3} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度					
9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa [gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上 ^{※3}	発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{※3} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa [gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上 ^{※3}	発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{※3} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	原子炉起動時	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)				
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時						計測課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
10. 主蒸気管放射能高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	毎日1回					
		プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時						計測課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ^{※4} -9. 0m) b. 3階床水平 (T.M.S.L. ^{※4} 22. 8m) c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ^{※4} -9. 0m)	地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下	計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下	計測課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	定事検停止時					
		12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—						計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時
		13. スクラム回路	—						発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	—	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。
計測課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。	定事検停止時			安全・系統管理課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。	定事検停止時							

※1～4 [略]

※1～4 [略]

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
2. 起動領域モニタ計装				2. 起動領域モニタ計装				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
表27-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	項目	頻度		要素	項目	頻度		
1. 起動領域モニタ（中性子源領域）	発電指令課長は、計数率が3cps以上であることを確認する。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合	毎日1回	1. 起動領域モニタ（中性子源領域）	発電指令課長は、計数率が3cps以上であることを確認する。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合	毎日1回	
		炉心変更中 ^{※2} の場合	12時間に1回			炉心変更中 ^{※2} の場合	12時間に1回	
	発電指令課長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回			発電指令課長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において動作不能でないことを指示により確認する。		
計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。		定事検停止時		保修管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。		定事検停止時		
※1～2 [略]				※1～2 [略]				
3. 非常用炉心冷却系計装				3. 非常用炉心冷却系計装				
表27-2-3 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-3 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能を確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 保修管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下		定事検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下		定事検停止時	
3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{※1} {50.0kg/cm ² }			3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{※1} {50.0kg/cm ² }			
※1 [略]				※1 [略]				
表27-2-3 低圧注入系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-3 低圧注入系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能を確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 保修管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下		定事検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下		定事検停止時	
3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{※1} {50.0kg/cm ² }			3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{※1} {50.0kg/cm ² }			
※1 [略]				※1 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27-2-3 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-3 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
表27-2-3 自動減圧系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-3 自動減圧系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 自動減圧系始動タイマ	120秒以下	<u>電気課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	3. 自動減圧系始動タイマ	120秒以下	<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高	981kPa[gage] ^{*2} {10.0kg/cm ² g}	<u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高	981kPa[gage] ^{*2} {10.0kg/cm ² g}	<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 低圧注入系ポンプ出口圧力高	686kPa[gage] ^{*2} {7.00kg/cm ² g}			5. 低圧注入系ポンプ出口圧力高	686kPa[gage] ^{*2} {7.00kg/cm ² g}			
※1～2 [略]				※1～2 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
4. 格納容器隔離系計装				4. 格納容器隔離系計装				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
表27-2-4 主蒸気隔離弁計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-4 主蒸気隔離弁計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気隔離弁 a. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 主蒸気隔離弁 a. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下			d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上			e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上			
f. 復水器真空度低	真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上			f. 復水器真空度低	真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上			
※1 [略]				※1 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27-2-4 格納容器隔離系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-4 格納容器隔離系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保守管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保守管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保守管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下			d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上			e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上			
f. 復水器真空度低	真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上			f. 復水器真空度低	真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上			

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下			d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上			e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上			
f. 復水器真空度低	真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上			f. 復水器真空度低	真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上			
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・システム管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*2}	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*2}	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
d. 燃料交換エリア放射能高 ^{*2}	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	d. 燃料交換エリア放射能高 ^{*2}	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・システム管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・システム管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・システム管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]				※1～2 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低（L3）	1,372cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低（L3）	1,372cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(2) <u>保守管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド） 以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド） 以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
4. 燃料交換エリア放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド） 以下	(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正及び <u>論理回路機能</u> を確認する。	定事検停止時	4. 燃料交換エリア放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド） 以下	(2) <u>保守管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]				※1～2 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
5. その他の計装				5. その他の計装				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
表27-2-5 非常用ディーゼル発電機計装※1に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 非常用ディーゼル発電機計装※1に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装			毎日1回	1. 非常用ディーゼル発電機計装			毎日1回	
a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。		a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。		
b. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	b. 原子炉水位異常低（L1）	961cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(3) <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(3) <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装			毎日1回	2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装			毎日1回	
a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。		a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。		
b. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	b. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(3) <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下	(3) <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27-2-5 原子炉隔離冷却系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 原子炉隔離冷却系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉水位異常低（L2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				
表27-2-5 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装 ^{※1} に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装 ^{※1} に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{※2}	<u>計測課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{※2}	<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のピロ ット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm ² g} 以上 ^{※2}	<u>計測課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のピロ ット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm ² g} 以上 ^{※2}	<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]				※1～2 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し, 0.62Wd+52% の式により設定する。)	発電指令課長は, 原子炉熱出力が30%相当以上 ^{*1} でバイパス状態でないことを確認する。 <u>計測課長</u> は, チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	原子炉起動時	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し, 0.62Wd+52% の式により設定する。)	発電指令課長は, 原子炉熱出力が30%相当以上 ^{*1} でバイパス状態でないことを確認する。 <u>保守管理課長</u> は, チャンネル校正を実施し, <u>安全・系統管理課長</u> は, 論理回路機能を確認する。	原子炉起動時	
b. 機器動作不能	—	<u>計測課長</u> は, 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	<u>安全・系統管理課長</u> は, 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
c. 中性子束低	5% ^{*2}	<u>計測課長</u> は, チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	c. 中性子束低	5% ^{*2}	<u>保守管理課長</u> は, チャンネル校正を実施し, <u>安全・系統管理課長</u> は, 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]				※1～2 [略]				
表27-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位高 (L8)	1,481cm 以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は, 原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上, 4号炉は45%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は, チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉水位高 (L8)	1,481cm 以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は, 原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上, 4号炉は45%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保守管理課長</u> は, チャンネル校正を実施し, <u>安全・系統管理課長</u> は, 論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				
表27-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素	項目	頻度		要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量	<u>計測課長</u> は, チャンネル校正を実施し, <u>プラント管理課長</u> は, 制御回路切替試験を実施する。	定事検停止時 又は 定事検停止後の原子炉起動時		1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量	<u>保守管理課長</u> は, チャンネル校正を実施し, <u>安全・系統管理課長</u> は, 制御回路切替試験を実施する。	定事検停止時 又は 定事検停止後の原子炉起動時		

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 燃料交換エリア放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. 燃料交換エリア放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・システム管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]				※1～2 [略]				
表27-2-5 事故時計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				表27-2-5 事故時計装に係る確認（3号炉及び4号炉）				
要素		項目	頻度	要素		項目	頻度	
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位（広帯域） 3. 原子炉水位（燃料域） 4. ドライウェル圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率		(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位（広帯域） 3. 原子炉水位（燃料域） 4. ドライウェル圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率		(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施する。	毎日1回 定事検停止時	
[以下、略]				[以下、略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
(計測及び制御設備 (5号炉)) 第27条の2 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備 ^{*1} は、表27の2-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1)~(5) [略] 2~3 [略] 表27の2-1 [略] ※1~4 [略] 表27の2-2 1. 原子炉保護系計装 表27の2-2-1 原子炉保護系計装に係る確認				(計測及び制御設備 (5号炉)) 第27条の2 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備 ^{*1} は、表27の2-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1)~(5) [略] 2~3 [略] 表27の2-1 [略] ※1~4 [略] 表27の2-2 1. 原子炉保護系計装 表27の2-2-1 原子炉保護系計装に係る確認				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	10秒以上 (中間領域)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	10秒以上 (中間領域)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正 ^{*3} (検出器を除く)及び論理回路機能を確認 ^{*4} する。	定事検停止時			保安管理課長は、チャンネル校正 ^{*3} (検出器を除く)を実施し、安全・システム管理課長は、論理回路機能を確認 ^{*4} する。	定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	安全・システム管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			保安管理課長は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、安全・システム管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回			発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて電気係課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	
		計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回			電気係課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回	
計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	保安管理課長は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、安全・システム管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時					

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図27の2(1) に示す設定値以下)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 において平均出力領域モニタのゲイン を確認し、必要に応じて計測課長又は 原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図27の2(1) に示す設定値以下)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 において平均出力領域モニタのゲイン を確認し、必要に応じて電気係修課長 又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	・浜岡原子力発電所の組 織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保 安に関する組織及び保安 に関する職務の変更)
		計測課長は、動作可能な局部出力領域 モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWd/tに1回			電気係修課長は、動作可能な局部出力 領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWd/tに1回	
		計測課長は、チャンネル校正(検出器を 除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			係修管理課長は、チャンネル校正(検出 器を除く)を実施し、安全・系統管理 課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		計測課長は、フローユニットのチャン ネル校正を実施する。	定事検停止時			係修管理課長は、フローユニットのチ ャンネル校正を実施する。	定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能 を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.34MPa[gage]以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉圧力高	7.34MPa[gage]以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能を確認する。	定事検停止時			係修管理課長は、チャンネル校正を 実施し、安全・系統管理課長は、論理回 路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 炉心流量急減	流量変化幅大 (図27の2(2) に示す設定値以上)	計測課長は、チャンネル校正(検出器を 除く)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	4. 炉心流量急減	流量変化幅大 (図27の2(2) に示す設定値以上)	係修管理課長は、チャンネル校正(検出 器を除く)を実施し、安全・系統管理 課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レ ベルより)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	5. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レ ベルより)	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能を確認する。	定事検停止時			係修管理課長は、チャンネル校正を 実施し、安全・系統管理課長は、論理回 路機能を確認する。	定事検停止時	
6. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	電気課長は、チャンネル校正を実施し、 計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	6. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	係修管理課長は、チャンネル校正を 実施し、安全・系統管理課長は、論理回 路機能を確認する。	定事検停止時	
7. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage]以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	7. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage]以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能を確認する。	定事検停止時			係修管理課長は、チャンネル校正を 実施し、安全・系統管理課長は、論理回 路機能を確認する。	定事検停止時	
8. 制御棒駆動機構充 てん水圧力低	12.8MPa[gage]以上	発電指令課長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止*1、冷温停止*1及び燃料 交換*1において動作不能でないことを 指示により確認する。	毎日1回	8. 制御棒駆動機構充 てん水圧力低	12.8MPa[gage]以上	発電指令課長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止*1、冷温停止*1及び燃料 交換*1において動作不能でないことを 指示により確認する。	毎日1回	
		計測課長は、チャンネル校正及び論理回 路機能を確認する。	定事検停止時			係修管理課長は、チャンネル校正を 実施し、安全・系統管理課長は、論理回 路機能を確認する。	定事検停止時	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考		
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度			
9. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{※5}	発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上 ^{※5} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	9. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{※5}	発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上 ^{※5} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)		
		<u>計測課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			<u>安全・系統管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			
10. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage]以上 ^{※5}	発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上 ^{※5} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時	10. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage]以上 ^{※5}	発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上 ^{※5} でバイパス状態でないことを確認する。	原子炉起動時			
		<u>計測課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時			<u>安全・系統管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			
11. 主蒸気管放射能高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	11. 主蒸気管放射能高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回			
		<u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>計測課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			<u>安全・系統管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			
12. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.P. ^{※6} —5.0m)	地下2階床水平 120Gal以下	<u>計測課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	12. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.P. ^{※6} —5.0m)	地下2階床水平 120Gal以下	<u>安全・系統管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			
									b. 4階床水平 (T.P. ^{※6} 26.7m)	4階床水平 230Gal以下
									c. 地下2階床鉛直 (T.P. ^{※6} —5.0m)	地下2階床鉛直 100Gal以下
13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	<u>計測課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	<u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			
14. 手動	—	<u>計測課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	14. 手動	—	<u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			
15. 原子炉緊急停止 a. 論理チャンネル b. 出力チャンネル	—	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	15. 原子炉緊急停止 a. 論理チャンネル b. 出力チャンネル	—	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
								※1～6 [略]	※1～6 [略]	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認				2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素		項目		要素		項目		
1. 起動領域モニタ (中性子源領域)	発電指令課長は、計数率が $3s^{-1}$ 以上であることを確認する。	原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} の場合	毎日1回	発電指令課長は、計数率が $3s^{-1}$ 以上であることを確認する。	原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} の場合	毎日1回		
		炉心変更中 ^{*2} の場合	12時間に1回		炉心変更中 ^{*2} の場合	12時間に1回		
	発電指令課長は、原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} において動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回		発電指令課長は、原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} において動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回	
<u>計測課長</u> は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。		定事検停止時		<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。		定事検停止時		
※1～2 [略]				※1～2 [略]				
3. 非常用炉心冷却系計装 表27の2-2-3 低圧注水系計装に係る確認				3. 非常用炉心冷却系計装 表27の2-2-3 低圧注水系計装に係る確認				
要素		設定値		要素		設定値		
項目		頻度		項目		頻度		
1. 原子炉水位異常低 (L1)	936cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低 (L1)	936cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・システム管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下		定事検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下		定事検停止時	
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.01MPa[gage] ^{*1}			3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.01MPa[gage] ^{*1}			
※1 [略]				※1 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27の2-2-3 高圧炉心注水系計装に係る確認				表27の2-2-3 高圧炉心注水系計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
表27の2-2-3 原子炉隔離冷却系計装に係る確認				表27の2-2-3 原子炉隔離冷却系計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				
表27の2-2-3 自動減圧系計装に係る確認				表27の2-2-3 自動減圧系計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低 (L1)	936cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低 (L1)	936cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下 (作動時間遅れ30秒以下)	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下 (作動時間遅れ30秒以下)	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 高圧炉心注水系ポンプ出口圧力高	1.6MPa[gage] ^{*2}	計測課長は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	3. 高圧炉心注水系ポンプ出口圧力高	1.6MPa[gage] ^{*2}	保修管理課長は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 低圧注水系ポンプ出口圧力高	0.7MPa[gage] ^{*2}			4. 低圧注水系ポンプ出口圧力高	0.7MPa[gage] ^{*2}			
※1～2 [略]				※1～2 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
4. 格納容器隔離系計装				4. 格納容器隔離系計装				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
表27の2-2-4 主蒸気隔離弁計装に係る確認				表27の2-2-4 主蒸気隔離弁計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
2. 主蒸気管放射能高	6× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	2. 主蒸気管放射能高	6× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			
5. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			5. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			
6. 復水器真空度低	真空度23.8kPa以上			6. 復水器真空度低	真空度23.8kPa以上			
※1 [略]				※1 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考					
表27の2-2-4 格納容器隔離系計装に係る確認				表27の2-2-4 格納容器隔離系計装に係る確認				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）					
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度						
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回						
		(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時						
	b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回				
			(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。		定事検停止時				
			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
							(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。		定事検停止時			(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	f. 復水器真空度低	真空度23.8kPa以上	d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	f. 復水器真空度低	真空度23.8kPa以上						
e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上								
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5)	1,020cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回						
		(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時						
	b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回				
			(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時			(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。		定事検停止時				
			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
							(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。		定事検停止時			(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	f. 復水器真空度低	真空度23.8kPa以上	d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	f. 復水器真空度低	真空度23.8kPa以上						
e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上								

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考	
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度		
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2)	1,165cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2)	1,165cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）	
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{※2}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{※2}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
d. 燃料交換エリア放射能高 ^{※2}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	d. 燃料交換エリア放射能高 ^{※2}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
※1～2 [略]				※1～2 [略]					

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27の2-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認				表27の2-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L3)	1,285cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{※1}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{※1}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
4. 燃料交換エリア放射能高 ^{※1}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	4. 燃料交換エリア放射能高 ^{※1}	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]				※1～2 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
5. その他の計装				5. その他の計装				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）
表27の2-2-5 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認				表27の2-2-5 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装（A系） a. 非常用交流高压電源母線電圧低 ^{※1}	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	毎日1回	1. 非常用ディーゼル発電機計装（A系） a. 非常用交流高压電源母線電圧低 ^{※1}	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位異常低（L1）	936cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	b. 原子炉水位異常低（L1）	936cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 非常用ディーゼル発電機計装（B系及びC系） a. 非常用交流高压電源母線電圧低 ^{※2}	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	毎日1回	2. 非常用ディーゼル発電機計装（B系及びC系） a. 非常用交流高压電源母線電圧低 ^{※2}	—	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位異常低（L1.5）	1,020cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	b. 原子炉水位異常低（L1.5）	1,020cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) <u>電気課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]				※1～2 [略]				
表27の2-2-5 原子炉隔離冷却系計装（原子炉冷却材補給機能）に係る確認				表27の2-2-5 原子炉隔離冷却系計装（原子炉冷却材補給機能）に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（L2）	1,165cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>プラント管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉水位異常低（L2）	1,165cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前				変更後				備考
表27の2-2-5 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認				表27の2-2-5 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{*1}	計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{*1}	保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage]以上 ^{*1}	計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage]以上 ^{*1}	保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				
表27の2-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認				表27の2-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (炉心流量W(%)に対し、 $0.68W+44\%$ の式により設定する。)	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	原子炉起動時 定事検停止時	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (炉心流量W(%)に対し、 $0.68W+44\%$ の式により設定する。)	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	原子炉起動時 定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	計測課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
c. 中性子束低	5% ^{*1}	計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	c. 中性子束低	5% ^{*1}	保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				
表27の2-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認				表27の2-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位高(L8)	1,389cm以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉水位高(L8)	1,389cm以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	
※1 [略]				※1 [略]				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前			変更後			備考		
表27の2-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認			表27の2-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認			・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）		
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度			
1. 原子炉圧力 2. 高圧炉心注水系流量 3. 余熱除去系流量	<u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	1. 原子炉圧力 2. 高圧炉心注水系流量 3. 余熱除去系流量	<u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時			
表27の2-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認			表27の2-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認					
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値		項目	頻度
1. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下		(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. 燃料交換エリア放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(2) <u>プラント管理課長</u> は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. 燃料交換エリア放射能高 ^{*1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>安全・系統管理課長</u> は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
※1～2 [略]			※1～2 [略]					
表27の2-2-5 事故時計装に係る確認			表27の2-2-5 事故時計装に係る確認					
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度			
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位（広帯域） 3. 原子炉水位（燃料域） 4. ドライウェル圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計測課長</u> は、チャンネル校正を実施する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位（広帯域） 3. 原子炉水位（燃料域） 4. ドライウェル圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率	(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、チャンネル校正を実施する。	毎日1回 定事検停止時			
[以下, 略]			[以下, 略]					

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とは見なさない。</p> <p>2 主蒸気逃がし安全弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉課長</u>は、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能及び逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>※1</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)</p> <p>第31条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>計測課長</u>は、必要に応じて、ドライウエル低電導度廃液サンプ監視装置、ドライウエル高電導度廃液サンプ監視装置及びドライウエル内ガス冷却装置ドレン流量監視装置の点検を行う。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉課長</u>は、定事検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とは見なさない。</p> <p>2 主蒸気逃がし安全弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能及び逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>※1</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)</p> <p>第31条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>電気保守課長</u>は、必要に応じて、ドライウエル低電導度廃液サンプ監視装置、ドライウエル高電導度廃液サンプ監視装置及びドライウエル内ガス冷却装置ドレン流量監視装置の点検を行う。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>保守管理課長</u>は、定事検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第33条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表33-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉冷却材中のよう素131濃度が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度を1週間に1回確認し、<u>その結果を運転管理課長に通知する</u>。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</p> <p>第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃（5号炉は除く）以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度*1と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、発電用原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉）)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が774kPa[gage]{7.9kg/cm²g}以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注入系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気課長</u>は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧注入系及び低圧炉心スプレイ系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(原子炉冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第33条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表33-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉冷却材中のよう素131濃度が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>運転管理課長</u>は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</p> <p>第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃（5号炉は除く）以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度*1と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) <u>共通設計課長</u>は、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、発電用原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉）)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が774kPa[gage]{7.9kg/cm²g}以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注入系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧注入系及び低圧炉心スプレイ系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(非常用炉心冷却系その1 (5号炉))</p> <p>第39条の2 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉隔離冷却系においては原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、非常用炉心冷却系は表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気課長</u>は、定事検停止時に、高圧炉心注水系及び低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、定事検停止時に、格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(4) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1 (5号炉))</p> <p>第39条の2 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉隔離冷却系においては原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、非常用炉心冷却系は表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、高圧炉心注水系及び低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、定事検停止時に、格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(4) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉）)</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage] {10.6kg/cm²g}以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離冷却系は表41-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉隔離冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電指令課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離冷却系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(2) プラント管理課長は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定事検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉課長は、定事検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-3に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉）)</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage] {10.6kg/cm²g}以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離冷却系は表41-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉隔離冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電指令課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離冷却系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(2) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>保修管理課長</u>は、定事検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-3に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁は、表43-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は原子炉格納容器が機能喪失とは見なさない。</p> <p>2 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉課長</u>は、定事検停止時に、原子炉格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) <u>電気課長</u>は、<u>定事検停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</u></p> <p>(4) 発電指令課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉格納容器バウンダリとなっている原子炉格納容器隔離弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>3 [略]</p> <p>表43-1～表43-2(2) [略]</p> <p>表43-3 原子炉格納容器隔離弁一覧表</p> <p>1. 3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 主蒸気管ドレン系</p> <p>主蒸気第1ドレンライン第1隔離弁^{※1}</p> <p>主蒸気第1ドレンライン第2隔離弁^{※1}</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(A)^{※1}</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(B)^{※1}</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(C)^{※1}</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(D)^{※1}</p> <p>(2) 炉水サンプリング系</p> <p>PLR原子炉水サンプリング第1隔離弁^{※1}</p> <p>PLR原子炉水サンプリング第2隔離弁^{※1}</p> <p>(3) 原子炉冷却材浄化系</p> <p>C UWポンプ入口管第1隔離弁^{※1}</p> <p>C UWポンプ入口管第2隔離弁^{※1}</p> <p>(4) ～ (13) [略]</p> </div> <p><u>※1：電気課長が、定事検停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</u></p>	<p>(原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁は、表43-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は原子炉格納容器が機能喪失とは見なさない。</p> <p>2 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>保修管理課長</u>は、定事検停止時に、原子炉格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉格納容器バウンダリとなっている原子炉格納容器隔離弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>3 [略]</p> <p>表43-1～表43-2(2) [略]</p> <p>表43-3 原子炉格納容器隔離弁一覧表</p> <p>1. 3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 主蒸気管ドレン系</p> <p>主蒸気第1ドレンライン第1隔離弁</p> <p>主蒸気第1ドレンライン第2隔離弁</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(A)</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(B)</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(C)</p> <p>主蒸気第2ドレンラインドレン弁(D)</p> <p>(2) 炉水サンプリング系</p> <p>PLR原子炉水サンプリング第1隔離弁</p> <p>PLR原子炉水サンプリング第2隔離弁</p> <p>(3) 原子炉冷却材浄化系</p> <p>C UWポンプ入口管第1隔離弁</p> <p>C UWポンプ入口管第2隔離弁</p> <p>(4) ～ (13) [略]</p> </div>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>2. 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気第1ドレンライン第1隔離弁^{※1} 主蒸気第1ドレンライン第2隔離弁^{※1}</p> <p>(2) 炉水サンプリング系 P L R原子炉水サンプリング第1隔離弁^{※1} P L R原子炉水サンプリング第2隔離弁^{※1}</p> <p>(3) 原子炉冷却材浄化系 C U W入口管第1隔離弁^{※1} C U W入口管第2隔離弁^{※1}</p> <p>(4) ~ (13) [略]</p> </div> <p><u>※1：電気課長が、定事検停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</u></p> <p>3. 5号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気第1ドレンライン第1隔離弁^{※1} 主蒸気第1ドレンライン第2隔離弁^{※1}</p> <p>(2) 炉水サンプリング系 C U W炉水サンプリング第1隔離弁^{※1} C U W炉水サンプリング第2隔離弁^{※1}</p> <p>(3) 原子炉冷却材浄化系 C U W入口管第1隔離弁^{※1} C U W入口管第2隔離弁^{※1} C U Wヘッドスプレイ第2隔離弁^{※1}</p> <p>(4) ~ (13) [略]</p> </div> <p><u>※1：電気課長が、定事検停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</u> [以下, 略]</p>	<p>2. 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気第1ドレンライン第1隔離弁 主蒸気第1ドレンライン第2隔離弁</p> <p>(2) 炉水サンプリング系 P L R原子炉水サンプリング第1隔離弁 P L R原子炉水サンプリング第2隔離弁</p> <p>(3) 原子炉冷却材浄化系 C U W入口管第1隔離弁 C U W入口管第2隔離弁</p> <p>(4) ~ (13) [略]</p> </div> <p>3. 5号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気第1ドレンライン第1隔離弁 主蒸気第1ドレンライン第2隔離弁</p> <p>(2) 炉水サンプリング系 C U W炉水サンプリング第1隔離弁 C U W炉水サンプリング第2隔離弁</p> <p>(3) 原子炉冷却材浄化系 C U W入口管第1隔離弁 C U W入口管第2隔離弁 C U Wヘッドスプレイ第2隔離弁</p> <p>(4) ~ (13) [略]</p> </div> <p>[以下, 略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉課長</u>は、定事検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 可燃性ガス濃度制御系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉建屋原子炉室)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉課長</u>は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉室を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 可燃性ガス濃度制御系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉建屋原子炉室)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>保修管理課長</u>は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉室を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更</p> <p>(浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁)</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁は、表50-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は、表51-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ガス処理系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>プラント管理課長</u>は、定事検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系)</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系は、表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気課長</u>は、定事検停止時に、原子炉機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び原子炉機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁)</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁は、表50-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は、表51-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ガス処理系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>保修管理課長</u>は、定事検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系)</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系は、表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、原子炉機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び原子炉機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉））</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系は，表53-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気課長</u>は，定事検停止時に，高圧炉心スプレイ機器冷却水ポンプ（以下，本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水ポンプ（以下，本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。 [以下，略]</p> <p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第56条 原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において，中央制御室非常用循環系は，表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>プラント管理課長</u>は，定事検停止時に，中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>プラント管理課長</u>は，定事検停止時に，中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。 [以下，略]</p> <p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第59条 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電機は表59-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気課長</u>は，定事検停止時に，非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。 [以下，略]</p>	<p>(高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉））</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系は，表53-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・システム管理課長</u>は，定事検停止時に，高圧炉心スプレイ機器冷却水ポンプ（以下，本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水ポンプ（以下，本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。 [以下，略]</p> <p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第56条 原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において，中央制御室非常用循環系は，表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・システム管理課長</u>は，定事検停止時に，中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>保守管理課長</u>は，定事検停止時に，中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。 [以下，略]</p> <p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第59条 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電機は表59-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・システム管理課長</u>は，定事検停止時に，非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。 [以下，略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その1)</p> <p>第62条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気課長</u>は、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(異常発生時の基本的な対応)</p> <p>第75条 発電指令課長は、原子炉施設に次の各号に定める事象が発生した場合、発電部長に報告する。なお、本節でいう異常とは、次の各号に定める場合及び第2項に定める場合をいう。</p> <p>(1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合^{*1}</p> <p>(2) 原子炉が自動スクラムすべき事象が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合</p> <p>(3) 手動スクラムした場合^{*1}</p> <p>2 <u>発電指令課長及び廃棄物管理課長</u>は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、<u>発電部長又は廃止措置部長</u>に報告するとともに、それを抑制するために、原子炉建屋原子炉室の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 各部長及び各課長は、第1項又は第2項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) <u>発電部長又は廃止措置部長</u>は、異常が発生したことを所長及び発電用原子炉主任技術者に報告するとともに、他の部長に連絡し、必要と判断した場合は、各部長に異常の原因調査及び対応措置を依頼する。</p> <p>(2) 各部長は、各課長に異常の原因調査及び対応措置を指示する。</p> <p>(3) 各課長は、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について各部長に報告する。</p> <p>(4) 各部長は、異常の原因及び対応措置について所長及び発電用原子炉主任技術者に報告するとともに、他の部長に連絡する。</p> <p>(5) <u>発電部長及び廃止措置部長</u>は、異常の原因及び対応措置を発電指令課長<u>又は廃棄物管理課長</u>に連絡する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(直流電源その1)</p> <p>第62条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(異常発生時の基本的な対応)</p> <p>第75条 発電指令課長は、原子炉施設に次の各号に定める事象が発生した場合、発電部長に報告する。なお、本節でいう異常とは、次の各号に定める場合及び第2項に定める場合をいう。</p> <p>(1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合^{*1}</p> <p>(2) 原子炉が自動スクラムすべき事象が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合</p> <p>(3) 手動スクラムした場合^{*1}</p> <p>2 発電指令課長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、発電部長に報告するとともに、それを抑制するために、原子炉建屋原子炉室の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 各部長及び各課長は、第1項又は第2項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 発電部長は、異常が発生したことを所長及び発電用原子炉主任技術者に報告するとともに、他の部長に連絡し、必要と判断した場合は、各部長に異常の原因調査及び対応措置を依頼する。</p> <p>(2) 各部長は、各課長に異常の原因調査及び対応措置を指示する。</p> <p>(3) 各課長は、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について各部長に報告する。</p> <p>(4) 各部長は、異常の原因及び対応措置について所長及び発電用原子炉主任技術者に報告するとともに、他の部長に連絡する。</p> <p>(5) 発電部長は、異常の原因及び対応措置を発電指令課長に連絡する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第85条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料貯蔵プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>プラント運営部長</u>は、第1項から第6項の措置を実施した組織とは別の組織の者を検査実施責任者として指名する。</p> <p>[以下, 略]</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第86条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、<u>廃棄物管理課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、廃棄物管理課長が使用済燃料貯蔵プールに貯蔵又はサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により廃棄物管理課長が貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 使用済樹脂は、発電指令課長が貯蔵タンク又は貯蔵槽に貯蔵、若しくは<u>廃棄物管理課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、貯蔵庫に保管する。または、<u>廃棄物管理課長</u>が可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物管理課長が貯蔵庫又は雑固体廃棄物保管室に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、<u>廃棄物管理課長</u>が可燃性雑固体廃棄物焼却炉（第1焼却炉）又は可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、廃棄物管理課長が減容機で圧縮減容する。</p> <p>ハ 溶融する場合は、<u>廃棄物管理課長</u>が雑固体廃棄物溶融炉で溶融する。</p> <p>[以下, 略]</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第85条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料貯蔵プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>エンジニアリング部長</u>は、第1項から第6項の措置を実施した組織とは別の組織の者を検査実施責任者として指名する。</p> <p>[以下, 略]</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第86条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、<u>発電指令課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>廃棄物管理課長</u>が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、廃棄物管理課長が使用済燃料貯蔵プールに貯蔵又はサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により廃棄物管理課長が貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 使用済樹脂は、発電指令課長が貯蔵タンク又は貯蔵槽に貯蔵、若しくは固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>廃棄物管理課長</u>が貯蔵庫に保管する。または、<u>発電指令課長</u>が可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、<u>廃棄物管理課長</u>が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物管理課長が貯蔵庫又は雑固体廃棄物保管室に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、<u>発電指令課長</u>が可燃性雑固体廃棄物焼却炉（第1焼却炉）又は可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、廃棄物管理課長が減容機で圧縮減容する。</p> <p>ハ 溶融する場合は、<u>発電指令課長</u>が雑固体廃棄物溶融炉で溶融する。</p> <p>[以下, 略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 発電指令課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>プラント管理課長</u>は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 発電指令課長<u>及び廃棄物管理課長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 <u>プラント管理課長</u>は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長<u>及び廃棄物管理課長</u>へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 発電指令課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 発電指令課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 <u>廃棄物管理課長</u>は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考																																													
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 <u>プラント管理課長</u>は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表89 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1" data-bbox="172 615 1077 1486"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置^{※1}</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用 ※2：1号炉及び2号炉の放出管理用計測器と共用で確保する数量</p>	分類	計測器種類	数量	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台	1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{※2}	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{※2}	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台	排気筒モニタ	2台	非常用ガス処理モニタ	3台	波高分析装置 ^{※1}	1台 ^{※2}	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 <u>廃棄物管理課長</u>及び<u>電気保守課長</u>は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表89 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1" data-bbox="1389 615 2510 1486"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th><u>所管課長</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>3台</td> <td><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※2}</td> <td rowspan="2"><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="3"><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置^{※1}</td> <td>1台^{※2}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用 ※2：1号炉及び2号炉の放出管理用計測器と共用で確保する数量</p>	分類	計測器種類	数量	<u>所管課長</u>	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台	<u>電気保守課長</u>	1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{※2}	<u>廃棄物管理課長</u>	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{※2}	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台	<u>電気保守課長</u>	排気筒モニタ	2台	非常用ガス処理モニタ	3台	波高分析装置 ^{※1}	1台 ^{※2}	<u>廃棄物管理課長</u>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>
分類	計測器種類	数量																																													
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台																																													
1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{※2}																																													
	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{※2}																																													
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台																																													
	排気筒モニタ	2台																																													
	非常用ガス処理モニタ	3台																																													
	波高分析装置 ^{※1}	1台 ^{※2}																																													
分類	計測器種類	数量	<u>所管課長</u>																																												
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台	<u>電気保守課長</u>																																												
1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{※2}	<u>廃棄物管理課長</u>																																												
	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{※2}																																													
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台	<u>電気保守課長</u>																																												
	排気筒モニタ	2台																																													
	非常用ガス処理モニタ	3台																																													
	波高分析装置 ^{※1}	1台 ^{※2}	<u>廃棄物管理課長</u>																																												

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考																																																																																		
<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第98条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、発電指令課長又は<u>廃棄物管理課長</u>に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長及び<u>プラント管理課長</u>は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第98条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、発電指令課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長、<u>廃棄物管理課長</u>及び<u>電気保守課長</u>は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>																																																																																		
<p>表100 放射線計測器類の管理</p>	<p>表100 放射線計測器類の管理</p>																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{※1}</td> <td rowspan="2"><u>放射線管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> <td rowspan="2"><u>放射線管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{※1}</td> <td rowspan="3"><u>プラント管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集積線量計</td> <td>1式^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{※1}</td> <td rowspan="2"><u>放射線管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>プラント管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>プラント管理課長</u>	波高分析装置	1台 ^{※1}	試料計数装置	1台 ^{※1}		集積線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2}	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>プラント管理課長</u>	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>1式^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{※1}</td> <td><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集積線量計</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{※1}</td> <td rowspan="2"><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>電気保守課長</u>	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気保守課長</u>	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長		集積線量計	1式 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>電気保守課長</u>	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2※3}	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	<p>・記載の適正化 (1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保するエリア放射線モニタの設置個所及び台数を明確化)</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																																																																																	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>																																																																																	
	電子式線量計	1式 ^{※1}																																																																																		
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}																																																																																		
	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>プラント管理課長</u>																																																																																	
	波高分析装置	1台 ^{※1}																																																																																		
	試料計数装置	1台 ^{※1}																																																																																		
	集積線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長																																																																																	
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>																																																																																	
	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2}																																																																																		
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>プラント管理課長</u>																																																																																	
	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																																																																	
分類	計測器種類	数量	所管課長																																																																																	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>電気保守課長</u>																																																																																	
	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長																																																																																	
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}																																																																																		
	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気保守課長</u>																																																																																	
	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																																																																	
	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																																																																	
	集積線量計	1式 ^{※1}																																																																																		
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>電気保守課長</u>																																																																																	
	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2※3}																																																																																		
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																																																																	
	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																																																																	
<p>※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量</p> <p>※2：管理区域外測定用の5台を含む。</p>	<p>※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量</p> <p>※2：管理区域外測定用の5台を含む。</p> <p>※3：<u>廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ計19台を含む。</u></p>																																																																																			

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子力研修センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針に基づいて作成し、発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>表117-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-1（変更前） 参照）</p> <p>表117-2 保安教育実施方針 （別添2-1（変更前） 参照）</p> <p>表117-3 保安教育実施方針（運転員） （別添3-1（変更前） 参照）</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子力研修センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針に基づいて作成し、発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>表117-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-2（変更後） 参照）</p> <p>表117-2 保安教育実施方針 （別添2-2（変更後） 参照）</p> <p>表117-3 保安教育実施方針（運転員） （別添3-2（変更後） 参照）</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第118条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務又は廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」又は「<u>廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者</u>」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>4 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、運転管理課長又は廃棄物管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5 定検保安課長又は原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>6 定検保安課長又は原子燃料課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、定検保安課長又は原子燃料課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第118条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 運転管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>4 運転管理課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、運転管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5 施設保安課長又は原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>6 施設保安課長又は原子燃料課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、施設保安課長又は原子燃料課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報 告)</p> <p>第120条 発電部長、<u>廃止措置部長</u>、各課長又は原子力研修センター所長は、次に定める事項について直ちに所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(報 告)</p> <p>第120条 発電部長、各課長又は原子力研修センター所長は、次に定める事項について直ちに所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則第1条に施行期日を規定</p>

表117-1保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				対象者と教育時間 ※4										
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員			廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	運転員以外の技術系所員	事務系所員他	
					3号炉、4号炉及び5号炉の運転員	発電指令課長、副長	運転員A							運転員B
入所時に実施する教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法及び法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3	入所時(原子力発電所新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
	原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、主要系統の機能に関すること	原子炉のしくみ※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3	管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は、表117-2参照									
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること※3											
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3 管理区域への立入り及び退去の手順※3 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※3											
		核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序※3											
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3											
	その他反復教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※2										総則、品質マネジメントシステム、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関すること並びに法令等の遵守※2	1回/10年毎以上
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	臨界管理に関すること												
		運転上の留意事項に関すること、通則に関すること												
		運転上の制限に関すること												
		異常時の措置に関すること												
		原子炉物理・理論に関すること												
		巡視点検に関すること												
		定例試験操作に関すること												
		異常時対応(現場機器対応)												
		異常時対応(中央制御室内対応)												
		異常時対応(指揮、状況判断)												
運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)													
	シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・警報発生時対応操作)													
	シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の判断・指揮命令)													
施設管理		施設管理計画に関すること※3												
放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い※3												
		管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること※3												
		線量限度等、被ばく管理に関すること※3												
		外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3												
		管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3 請負会社等の放射線防護に関すること※3												
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3												
	燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の検査、取替、運搬及び貯蔵に関すること												
非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること※3(アクシデントマネジメント対応を含む)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することを用いる。

※3:保安教育の内容は、第2編第73条表73-1の保安教育と同一であり、本表の保安教育の実施により、表73-1の保安教育を実施したとみなすことができる。

※4:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※5:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。

×:教育の対象外

():合計の教育時間

表117-2 保安教育実施方針

別添2-1(変更前)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※3								電離則の分類	
		運転員			廃棄物管理課副長	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	廃棄物減容処理装 置建屋に設置され た共用施設の業務 に関わる者	燃料取替の業務 に関わる者	運転員以外の 技術系所員		事務系所員他
		3号炉, 4号炉及び5号炉の運転員									
		発電指令課長, 副長	運転員A	運転員B							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関する事※2	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2										
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2										
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2										
・原子炉施設の構造, 性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官及び全身に与える影響※2	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ※1	法令, 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順※2	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵及び廃棄の作業※2										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2										
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2										
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2										
・原子炉施設の構造, 性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2										

※1: 各課長又は原子力研修センター所長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については, 該当する教育について省略することができる。
 ※2: 保安教育の内容は, 第2編第73条表73-2の保安教育と同じであり, 本表の保安教育の実施により, 表73-2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者
 ○: 業務に関連する者が教育の対象
 (): 合計の教育時間

表117-3 保安教育実施方針(運転員)

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※3						実施頻度及び時間		
中分類	小分類(項目)	細目		運転員			廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者		燃料取替の業務に関わる者	
				3号炉, 4号炉及び5号炉の運転員	発電指令課長, 副長	運転員A						運転員B
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1		総則, 品質マネジメントシステム, 体制及び評価, 保安教育, 記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<発電指令課長, 副長, 運転員A, 運転員B, 廃棄物管理課副長> 3年間で30時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内)		
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録※2	◎	×	×	◎	×	×		×	
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者, 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内) <燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内)	
			運転上の留意事項の概要									
			運転上の制限の概要									
			異常時の措置の概要									
		原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論	炉物理等, 原子炉理論の基礎(臨界管理)	◎	◎	◎	×	×	×	×		
			巡視点検・定期的試験Ⅰ	◎	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)		×
		定期的に実施する試験の内容と頻度										
		異常時対応(現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要	◎	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)		×
			警報発生時の対応(現場操作)									
			異常時操作の対応(現場操作)									
			運転上の通則の適用と根拠		◎							
		運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置										
		異常時の措置を実施する際の運転操作手順										
		巡視点検・定期的試験Ⅱ	◎	巡視点検時の確認項目の根拠		◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	×	×		×
		定期的に実施する試験の操作と基準値										
		異常時対応(中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	各設備の運転操作と監視項目	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	×	×		×
			警報発生時の対応操作(中央制御室)									
			異常時操作の対応(中央制御室)									
			運転管理Ⅲ		◎							
		制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用										
異常時の措置を実施する際の運転操作手順の根拠												
異常時対応(指揮, 状況判断)	異常時操作の対応(判断・指揮命令含む)	◎	警報発生時の監視項目	×	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	×	×	×			
運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	3年間で15時間以上		
	シミュレータ訓練Ⅱ	×	◎	×	×	×	×	×	×	3年間で9時間以上		
	シミュレータ訓練Ⅲ	◎	×	×	×	×	×	×	×	3年間で9時間以上		
施設管理	施設管理計画に関することⅠ	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	×	×	×	×	<発電指令課長, 副長, 運転員A, 運転員B, 廃棄物管理課副長> 3年間で30時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内)		
	施設管理計画に関することⅡ	◎	×	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	×	×	×	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者, 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内)		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2		◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ)	×		
		燃料管理	燃料の臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	×	×	◎		
	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること		◎	◎	◎	×	×	×	◎	<燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内)		

※1:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
 ※2:保安教育の内容は、第2編第73条表73-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表73-3の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×:教育の対象外

表117-1保安教育実施方針(総括表)

別添1-2(変更後)

保安教育の内容				対象者と教育時間 ※4									
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員					運転員以外の技 術系所員	事務系所員他		
					3号炉, 4号炉及び5号炉の運転員			放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	燃料取替の業務 に関わる者				
					発電指令課長, 副長	運転員A	運転員B						
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	原子炉等規制法及び法令等 の遵守※2	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3	入所時(原子力発電所 新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
	原子炉施設の構造, 性能 に関する事	設備概要, 主要系統の機能 に関する事	原子炉のしくみ※3 原子炉容器等主要機器の構造に関する事※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関する事※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		
	非常の場合に講ずべき処置に関する事		非常の場合に講ずべき処置の概要※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		
					◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		
放射線業 務従事者 教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		法令, 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3	管理区域内において, 核燃料物質若しくは 使用済燃料又はこれら によって汚染された物 を取り扱う業務に 就かせる時	対象者と教育時間は, 表117-2参照								
	原子炉施設の構造, 性能に関する事		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関する事※3										
	放射線管理に関する事		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3										
			管理区域への立入り及び退去の手順※3										
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3										
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事		電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官及び全身に与える影響※3										
非常の場合に講ずべき処置に関する事		核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状ならびに運搬, 貯蔵, 廃棄の作業の方法・順序※3											
非常の場合に講ずべき処置に関する事		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3											
その他 反復教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※2	総則, 品質マネジメントシステム, 体制及び評価, 保安教育, 記録及び報告に関する事並びに法令等の遵守※2	1回/10年毎以上	対象者と実施時期, 教育時間については, 表117-3参照								
	原子炉施設の運転に関する事	運転管理	臨界管理に関する事										
			運転上の留意事項に関する事, 通則に関する事										
			運転上の制限に関する事										
			異常時の措置に関する事										
			原子炉物理・理論に関する事										
			巡視点検に関する事										
			定例試験操作に関する事										
			異常時対応(現場機器対応)										
			異常時対応(中央制御室内対応)										
異常時対応(指揮, 状況判断)													
運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)												
	シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・警報発生時対応操作)												
	シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の判断・指揮命令)												
施設管理		施設管理計画に関する事※3											
放射線管理に関する事	放射線管理	放射線測定器の取扱い※3											
		管理区域への出入り管理等, 区域管理に関する事※3											
		線量限度等, 被ばく管理に関する事※3											
		外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事※3											
		管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事※3											
請負会社等の放射線防護に関する事※3													
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事※3											
	燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の検査, 取替, 運搬及び貯蔵に関する事											
非常の場合に講ずべき処置に関する事		緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関する事※3 (アクシデントマネジメント対応を含む)											
			◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)			
			◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)			

※1:各課長又は原子力研修センター所長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については, 該当する教育について省略することができる。

※2:法令等の遵守とは, 関係法令及び保安規定の遵守に関する事をいう。

※3:保安教育の内容は, 第2編第73条表73-1の保安教育と同じであり, 本表の保安教育の実施により, 表73-1の保安教育を実施したとみなすことができる。

※4:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

※5:アクシデントマネジメント対応については, 支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。

×:教育の対象外

():合計の教育時間

表117-2 保安教育実施方針

別添2-2(変更後)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※3						電離則の分類	
		運転員			放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取替の業務 に関わる者	運転員以外の 技術系所員		事務系所員他
		3号炉、4号炉及び5号炉の運転員							
		発電指令課長、 副長	運転員A	運転員B					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること※2	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2								
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順※2	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2								
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2								

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:保安教育の内容は、第2編第73条表73-2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表73-2の保安教育を実施したとみなすことができる。

※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
○:業務に関連する者が教育の対象
():合計の教育時間

表117-3 保安教育実施方針(運転員)

別添3-2(変更後)

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※3					実施頻度及び時間	
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員						
				3号炉、4号炉及び5号炉の運転員			放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者		
				発電指令課長、副長	運転員A	運転員B				
関係法令及び保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1		総則、品質マネジメントシステム、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1	◎	◎	◎	◎	◎	<発電指令課長、副長、運転員A、運転員B> 3年間で30時間以上※4 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 <燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4	
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録※2	◎	×	×	×	×		
原子炉施設の運転に関する事	運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×		
			運転上の留意事項の概要							
			運転上の制限の概要							
			異常時の措置の概要							
		原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論	炉物理等、原子炉理論の基礎(臨界管理)	◎	◎	◎	×	×		
			巡視点検・定期的試験Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)		×
		定期的に実施する試験の内容と頻度								
		異常時対応(現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)		×
			各設備の運転操作の概要(現場操作)							
			警報発生時の対応(現場操作)							
			異常時操作の対応(現場操作)							
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	×	×	×		×
			運転上の留意事項の基準値と管理方法							
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置							
			異常時の措置を実施する際の運転操作手順							
		巡視点検・定期的試験Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×		
			定期的に実施する試験の操作と基準値							
		異常時対応(中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×		×
各設備の運転操作と監視項目										
警報発生時の対応操作(中央制御室)										
異常時操作の対応(中央制御室)										
運転管理Ⅲ	運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の措置	◎	×	×	×	×	×			
	制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用									
	異常時の措置を実施する際の運転操作手順の根拠									
異常時対応(指揮、状況判断)	異常時操作の対応(判断・指揮命令含む)	◎	×	×	×	×	×			
	警報発生時の監視項目									
施設管理	施設管理計画に関する事Ⅰ	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×			
		施設管理計画に関する事Ⅱ	◎	×	×	×	×			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事※2	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×			
	燃料管理	燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	◎	×	◎			
原子炉施設の運転に関する事	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上	
		シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	3年間で9時間以上	
		シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	3年間で9時間以上	

※1:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事をいう。

※2:保安教育の内容は、第2編第73条表73-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表73-3の保安教育を実施したとみなすことができる。

※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※4:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)

×:教育の対象外

別添（２）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> <p>(発電所)</p> <p>※2 — 発電所長 原子力発電所保安運営審議会</p> <p>発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>安全品質保証部長 品質保証グループ長 原子力安全グループ長 検査管理課長</p> <p>総務部長 経理課長</p> <p>危機管理部長 総括管理課長 防災課長 核物質防護課長</p> <p>発電部長 運転管理課長 定検保安課長 発電指令課長</p> <p>プラント運営部長 プラント管理課長 原子燃料課長 放射線管理課長 システム管理グループ長</p> <p>保守部長 保守管理課長 設備保全課長 改良工事グループ長 原子炉課長 タービン課長 電気課長 計測課長</p> <p>土木建築部長 土木課長 建築課長</p> <p>廃止措置部長 廃止措置計画課長 廃止措置工事課長 廃棄物管理課長</p> <p>原子力研修センター所長</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> <p>(発電所)</p> <p>※2 — 発電所長 原子力発電所保安運営審議会</p> <p>発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>総括・品質保証部長 総括管理課長 品質保証グループ長 検査管理課長</p> <p>総務部長 経理課長</p> <p>運営基盤部長 防災課長 核物質防護課長 放射線管理課長 デジタル技術課長</p> <p>発電部長 運転管理課長 施設保安課長 廃棄物管理課長 発電指令課長</p> <p>エンジニアリング部長 安全・システム管理課長 共通設計課長 設計調達課長 原子燃料課長</p> <p>保守部長 保守管理課長 機械保守課長 電気保守課長</p> <p>土木建築部長 土木課長 建築課長</p> <p>廃止措置部長 廃止措置計画課長 廃止措置工事課長</p> <p>原子力研修センター所長</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織の変更)</p>
<p>図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	<p>図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) <u>安全品質保証部長</u>は、品質保証グループ長、<u>原子力安全グループ長</u>及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) <u>原子力安全グループ長</u>は、<u>原子力安全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置部長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者として業務を行うとともに、<u>廃止措置計画課長</u>、<u>廃止措置工事課長</u>及び<u>廃棄物管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 廃止措置工事課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務、施設運用管理の総括に関する業務及び施設管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(11) 経理課長は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>(12) <u>危機管理部長</u>は、<u>総括管理課長</u>、<u>防災課長</u>及び<u>核物質防護課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(14) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質防護課長は、周辺監視区域の管理及び管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) <u>システム管理グループ長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電部長は、運転管理課長、<u>定検保安課長</u>及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) <u>総括・品質保証部長</u>は、<u>総括管理課長</u>、<u>品質保証グループ長</u>及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置部長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者として業務を行うとともに、<u>廃止措置計画課長</u>及び<u>廃止措置工事課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 廃止措置工事課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務、施設運用管理の総括に関する業務及び施設管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(10) 経理課長は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) <u>運営基盤部長</u>は、<u>防災課長</u>、<u>核物質防護課長</u>、<u>放射線管理課長</u>及び<u>デジタル技術課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(12) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質防護課長は、周辺監視区域の管理及び管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) <u>デジタル技術課長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電部長は、運転管理課長、<u>施設保安課長</u>、<u>廃棄物管理課長</u>及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(9) 廃棄物管理課長は、<u>放射性固体廃棄物の管理及び原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を行う。</u></p> <p>(17) <u>プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(18) <u>プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(19) 原子燃料課長は、放射性固体廃棄物の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(22) 保守部長は、<u>保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(23) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(24) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(17) <u>運転管理課長は、原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転の総括及び化学管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(18) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理、<u>放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(19) <u>発電指令課長は、原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務を行う。</u></p> <p>(20) <u>エンジニアリング部長は、安全・系統管理課長、共通設計課長、設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(21) <u>安全・系統管理課長は、原子力安全管理の総括及びプラント技術の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(22) 原子燃料課長は、放射性固体廃棄物の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(23) 保守部長は、<u>保守管理課長、機械保守課長及び電気保守課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(24) <u>電気保守課長は、放射線計測器類の管理（放射線管理課長、廃棄物管理課長及び廃止措置工事課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(26) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(27) 第4項(3)から(25)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、<u>運転管理課長</u>、<u>定検保安課長</u>、<u>発電指令課長</u>、<u>保守管理課長</u>、<u>設備保全課長</u>、<u>改良工事グループ長</u>、<u>原子炉課長</u>、<u>タービン課長</u>、<u>電気課長</u>、<u>計測課長</u>並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める<u>所掌業務</u>に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(28) 各職位は、第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>(29) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>（原子力発電所保安運営審議会）</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第4項(2)から(27)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(29) 第4項(3)から(27)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、<u>施設保安課長</u>、<u>共通設計課長</u>、<u>設計調達課長</u>、<u>保修管理課長</u>、<u>機械保修課長</u>並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める<u>業務分掌</u>に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(30) 各職位は、第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>(31) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>（原子力発電所保安運営審議会）</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第4項(2)から(29)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更） （号番号の変更）</p> <p>・記載の適正化 （「所掌業務」を「業務分掌」に修正）</p> <p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （号番号の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第40条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に許容量を超えないよう貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、<u>廃棄物管理課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、廃棄物管理課長が使用済燃料貯蔵プールに貯蔵又はサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により廃棄物管理課長が貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 使用済樹脂及びフィルタスラッジは、廃止措置工事課長が貯蔵タンク又は貯蔵槽に貯蔵、若しくは<u>廃棄物管理課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、貯蔵庫に保管する。または、<u>廃棄物管理課長</u>が可燃性固体廃棄物焼却炉(第2焼却炉)で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 汚染の除去工事に伴い発生する使用済樹脂等は、廃止措置工事課長が燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク又は燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽に貯蔵、若しくは廃棄物管理課長が雑固体廃棄物保管室又はサイトバンカ等に保管する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物(解体撤去工事及び汚染の除去工事等により第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち不燃性雑固体廃棄物^{*2}(以下「不燃性雑固体廃棄物」という。)を含む。)は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物管理課長が貯蔵庫又は雑固体廃棄物保管室に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、<u>廃棄物管理課長</u>が可燃性雑固体廃棄物焼却炉(第1焼却炉)又は可燃性固体廃棄物焼却炉(第2焼却炉)で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、廃棄物管理課長が減容機で圧縮減容する。</p> <p>ハ 熔融する場合は、<u>廃棄物管理課長</u>が雑固体廃棄物熔融炉で熔融する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第40条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に許容量を超えないよう貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、<u>発電指令課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>廃棄物管理課長</u>が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、廃棄物管理課長が使用済燃料貯蔵プールに貯蔵又はサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により廃棄物管理課長が貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 使用済樹脂及びフィルタスラッジは、廃止措置工事課長が貯蔵タンク又は貯蔵槽に貯蔵、若しくは<u>発電指令課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>廃棄物管理課長</u>が貯蔵庫に保管する。または、<u>発電指令課長</u>が可燃性固体廃棄物焼却炉(第2焼却炉)で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、<u>廃棄物管理課長</u>が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 汚染の除去工事に伴い発生する使用済樹脂等は、廃止措置工事課長が燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク又は燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽に貯蔵、若しくは廃棄物管理課長が雑固体廃棄物保管室又はサイトバンカ等に保管する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物(解体撤去工事及び汚染の除去工事等により第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち不燃性雑固体廃棄物^{*2}(以下「不燃性雑固体廃棄物」という。)を含む。)は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物管理課長が貯蔵庫又は雑固体廃棄物保管室に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、<u>発電指令課長</u>が可燃性雑固体廃棄物焼却炉(第1焼却炉)又は可燃性固体廃棄物焼却炉(第2焼却炉)で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、廃棄物管理課長が減容機で圧縮減容する。</p> <p>ハ 熔融する場合は、<u>発電指令課長</u>が雑固体廃棄物熔融炉で熔融する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第42条 廃止措置工事課長は、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じた処理処分を行う。また、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>プラント管理課長</u>は、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第42条 廃止措置工事課長は、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じた処理処分を行う。また、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>廃棄物管理課長</u>は、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第43条 廃止措置工事課長及び<u>廃棄物管理課長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表43-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>プラント管理課長</u>は、表43-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長及び<u>廃棄物管理課長</u>へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第43条 廃止措置工事課長及び<u>発電指令課長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表43-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表43-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>へ通知する。<u>運転管理課長</u>は、<u>通知の内容を発電指令課長に周知する。</u></p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (「廃棄物管理課長」を「運転管理課長」に変更することに伴う運転管理課長から発電指令課長への周知事項の追加)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考																																													
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第44条 <u>プラント管理課長</u>及び廃止措置工事課長は、表44に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表44 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1" data-bbox="142 583 1308 1192"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*2}</td> <td><u>プラント管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{*2}</td> <td><u>プラント管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>排気口ダストモニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td>2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置^{*1}</td> <td>1台^{*2}</td> <td><u>プラント管理課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長	1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>プラント管理課長</u>	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}	<u>プラント管理課長</u>	2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気口ダストモニタ	2台	廃止措置工事課長	2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>プラント管理課長</u>	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第44条 <u>廃棄物管理課長</u>及び廃止措置工事課長は、表44に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表44 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1" data-bbox="1374 583 2540 1192"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*2}</td> <td rowspan="2"><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>排気口ダストモニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td>2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置^{*1}</td> <td>1台^{*2}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長	1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}	2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気口ダストモニタ	2台	廃止措置工事課長	2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																																												
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長																																												
1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>プラント管理課長</u>																																												
	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}	<u>プラント管理課長</u>																																												
2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気口ダストモニタ	2台	廃止措置工事課長																																												
2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>プラント管理課長</u>																																												
分類	計測器種類	数量	所管課長																																												
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長																																												
1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>																																												
	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}																																													
2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気口ダストモニタ	2台	廃止措置工事課長																																												
2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>																																												
<p>[以下、略]</p>	<p>[以下、略]</p>																																														

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前				変更後				備考
(放射線計測器類の管理) 第55条 放射線管理課長、 <u>プラント管理課長</u> 及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。				(放射線計測器類の管理) 第55条 放射線管理課長、 <u>廃棄物管理課長</u> 、 <u>電気保修課長</u> 及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。				・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)
表55 放射線計測器類の管理				表55 放射線計測器類の管理				
分類	計測器種類	数量	所管課長	分類	計測器種類	数量	所管課長	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>	
	電子式線量計	1式 ^{※1}			電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長	
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長	
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}			汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}		
	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>		体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>	
	波高分析装置	1台 ^{※1}			<u>プラント管理課長</u>	波高分析装置		1台 ^{※1}
	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長		試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	
	集積線量計	1式 ^{※1}			集積線量計	1式 ^{※1}		
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>放射線管理課長</u>	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>	
	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長		エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長	
		19台 ^{※2※3}	<u>放射線管理課長</u>			19台 ^{※2※3}	<u>電気保修課長</u>	
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>プラント管理課長</u>	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>	
	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長		積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	
※1：3号炉、4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2：管理区域外測定用の1台を含む。 ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ				※1：3号炉、4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2：管理区域外測定用の1台を含む。 ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ				

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第73条 原子力研修センター所長は、毎年度、廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>表73-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-1（変更前）参照）</p> <p>表73-2 保安教育実施方針 （別添2-1（変更前）参照）</p> <p>表73-3 保安教育実施方針 （別添3-1（変更前）参照）</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第73条 原子力研修センター所長は、毎年度、廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>表73-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-2（変更後）参照）</p> <p>表73-2 保安教育実施方針 （別添2-2（変更後）参照）</p> <p>表73-3 保安教育実施方針 （別添3-2（変更後）参照）</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 （浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第74条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 廃止措置工事課長及び<u>廃棄物管理課長</u>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務又は<u>廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する業務</u>の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」又は「<u>廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者</u>」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を廃止措置主任者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>6 廃止措置工事課長及び<u>廃棄物管理課長</u>は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、廃止措置工事課長又は<u>廃棄物管理課長</u>が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第74条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を廃止措置主任者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>6 廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、廃止措置工事課長又は<u>運転管理課長</u>が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更 (浜岡原子力発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務の変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則第1条に施行期日を規定</p>

表73-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※4						事務系所員他			
					技術系所員							放射線業務従事者	廃棄物減容処理	技術系所員のうち左記以外の技術系所員
					廃止措置部長 廃止措置計画課長	廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員 (廃止措置工事課長及び廃止措置工事課副長を除く)	廃止措置の業務に関わる者	運転員 廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)			
入所時に実施する教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法及び法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3	入所時(原子力発電所新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
	原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置計画	原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		廃止措置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3	管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は、表73-2参照						◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること※3								◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3								◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
			管理区域への立入り及び退去の手順※3								◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3								◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
		電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※3	◎ (1時間以上)								◎ (1時間以上)			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序※3	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)										
非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)										
その他反復教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※2	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関すること並びに法令等の遵守※2	1回/3年毎以上	◎ (1時間以上)	対象者と実施時期、教育時間については、表73-3参照						◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
	廃止措置管理		廃止措置計画に関すること		◎ (1時間以上)									
			安全貯蔵措置に関すること	◎ (1時間以上)										
			工事の計画及び実施に関すること	◎ (1時間以上)										
	原子炉施設の廃止措置に関すること	施設運用管理		工事の実施状況に関すること(区域管理、線量当量率等の測定を含む)	1回/年毎以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
				第19条から第23条に関すること	◎ (0.5時間以上)	対象者と実施時期、教育時間については、表73-3参照						◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
				異常時の対応措置に関すること										
				巡視に関すること										
		異常時対応(現場機器対応)												
		異常時対応(中央制御室内対応)	×											
	異常時対応(指揮、状況判断)	×												
施設管理		施設管理計画に関すること※3	◎ (1時間以上)											
		施設の維持管理に関すること	◎ (1時間以上)											
放射線管理に関すること	放射線管理		放射線測定器の取扱い※3	1回/3年毎以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
			管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること※3											
			線量限度等、被ばく管理に関すること※3											
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3											
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3											
	請負会社等の放射線防護に関すること※3													
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理		放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3	◎ (0.5時間以上)	対象者と実施時期、教育時間については、表73-3参照						◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		
			管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること											
非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること※3(アクシデントマネジメント対応を含む)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)		

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3:保安教育の内容は、第1編第117条表117-1の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表117-1の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※4:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※5:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間

表73-2 保安教育実施方針

別添2-1(変更前)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※3									電離則の分類
		技術系所員								事務系所員他	
		廃止措置部長 廃止措置計画課 員	廃止措置工事課長 廃止措置工事課副 長	廃止措置工事課 員 (廃止措置工事課 長及び廃止措置 工事課副長を除 く)	廃止措置の業務 に関わる者	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	廃棄物減容処理 装置建屋に設置 された共用施設 の業務に関わる 者	技術系所員のう ち左記以外の技 術系所員		
廃棄物管理課副 長											
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関する事※2	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2										
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2										
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2										
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ※1	法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順※2	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2										
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2										
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2										
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2										

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:保安教育の内容は、第1編第117条表117-2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表117-2の保安教育を実施したとみなすことができる。

※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
○:業務に関連する者が教育の対象
():合計の教育時間

表73-3 保安教育実施方針

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※3					実施頻度及び時間	
中分類	小分類(項目)	細目		廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員 (廃止措置工事課長及び 廃止措置工事課副長を 除く)	廃止措置の業務に関わ る者	運転員 廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者		廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 の業務に関わる者
関係法令及び保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、 記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき 記録※2	◎	×	×	◎	×	×		
原子炉施設の廃止 措置に関すること	廃止措置管理	廃止措置計画に関すること								
		安全貯蔵措置に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		工事の計画及び実施に関すること								
	施設運用管理	施設運用管理Ⅰ	第19条から第23条についての概要	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	
			異常時の対応措置の概要							
		巡視	巡視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	
			異常時対応 (現場機器対応)	各設備の操作の概要(現場操作)						
				警報発生時の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)
		異常時操作の対応(現場操作)						×		
		施設運用管理Ⅱ	第19条から第23条の適用と根拠		◎	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	×	×
				異常時の対応措置を実施する際の操作手順書				×		
			巡視	巡視時の確認項目の根拠	◎	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	×	×
				異常時対応 (中央制御室内対応)	各設備の操作と監視項目					
		警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎		◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	×	×	
		異常時操作の対応(中央制御室)								
施設運用管理Ⅲ	異常時の対応措置を実施する際の操作手順書の根拠	◎	×	×	×	×	×			
	異常時対応 (指揮、状況判断)	異常時操作の対応(判断・指揮命令含む)	◎	×	×	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	×	×		
警報発生時の監視項目										
施設管理	施設管理計画に関する概要 施設の維持管理に関する概要		◎	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	×	×		
核燃料物質及び核燃 料物質によって汚染 された物の取扱いに 関すること	放射性廃棄物管 理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ)		
		管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること								

<廃止措置工事課長、廃止措置工事課副長、廃止措置
工事課員、廃棄物管理課副長>
3年間で24時間以上※4

<廃止措置の業務に関わる者、放射性廃棄物処理設
備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設
置された共用施設の業務に関わる者>
3年間で24時間以上※4

※1:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守をいう。
 ※2:保安教育の内容は、第1編第117条表117-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の
 実施により、表117-3の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、対象者が行う一連の教育の時間であり、
 上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×:教育の対象外

表73-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※4									
					技術系所員							放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	技術系所員のうち左記以外の技術系所員	事務系所員他
					廃止措置部長 廃止措置計画課員	廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員 (廃止措置工事課長及び廃止措置工事課副長を除く)	廃止措置の業務に関わる者	運転員					
発電指令課長副長	運転員A	運転員B												
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期										
入所時に実施する教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法及び法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3	入所時(原子力発電所新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
	原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ※3 原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置計画	廃止措置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要※3		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3	管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は、表73-2参照									
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること※3											
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3 管理区域への立入り及び退去の手順※3 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※3											
			核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること									核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序※3		
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3											
その他 反復教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※2	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関すること並びに法令等の遵守※2	1回/3年毎以上	◎ (1時間以上)	対象者と実施時期、教育時間については、表73-3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)		
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置管理	廃止措置計画に関すること		1回/年毎以上						◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			安全貯蔵措置に関すること											
			工事の計画及び実施に関すること											
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い※3	1回/3年毎以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること※3											
			線量限度等、被ばく管理に関すること※3											
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3											
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること											
非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること※3(アクシデントマネジメント対応を含む)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	◎※5 (0.5時間以上)	

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関するものをいう。
 ※3:保安教育の内容は、第1編第117条表117-1の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表117-1の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※4:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※5:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間

表73-2 保安教育実施方針

別添2-2(変更後)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※3									電離則の分類	
		技術系所員							放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	技術系所員のうち左記以外の技術系所員		事務系所員他
		廃止措置部長 廃止措置計画課員	廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員 (廃止措置工事課長及び廃止措置工事課副長を除く)	廃止措置の業務に関わる者	運転員						
発電指令課長副長	運転員A					運転員B						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること※2	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2											
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2											
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2											
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2											
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類及び性状※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順※2	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2											
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2											
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2											
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2											
放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2											
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2											

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:保安教育の内容は、第1編第117条表117-2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表117-2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
 ○:業務に関連する者が教育の対象
 ():合計の教育時間

表73-3 保安教育実施方針

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※3					放射線廃棄物処理設備の業務に関わる者	実施頻度及び時間	
中分類	小分類(項目)	細目		廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員 (廃止措置工事課長及び 廃止措置工事課副長を除く)	廃止措置の業務に関わる者	運転員				
							発電指令課長 副長	運転員A			運転員B
関係法令及び保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録※2	◎	×	×	◎	×	×	×		
原子炉施設の廃止措置に関する事	廃止措置管理	廃止措置計画に関する事									
		安全貯蔵措置に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		工事の計画及び実施に関する事									
	施設運用管理	施設運用管理Ⅰ	第19条から第23条についての概要	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ)	
			異常時の対応措置の概要								
		巡視	巡視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ)	
			異常時対応 (現場機器対応)	各設備の操作の概要(現場操作)							
				警報発生時の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ)
		異常時操作の対応(現場操作)									
		施設運用管理Ⅱ	第19条から第23条の適用と根拠	◎	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	×	×	
			異常時の対応措置を実施する際の操作手順書				×	×			
			巡視	巡視時の確認項目の根拠	◎	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	×	×
	異常時対応 (中央制御室内対応)			各設備の操作と監視項目							
		警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	×	×		
		異常時操作の対応(中央制御室)									
施設運用管理Ⅲ	異常時の対応措置を実施する際の操作手順書の根拠	◎	×	×	×	×	×	×			
	異常時対応 (指揮、状況判断)	異常時操作の対応(判断・指揮命令含む)	◎	×	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	×	×	×		
		警報発生時の監視項目									
施設管理	施設管理計画に関する概要 施設の維持管理に関する概要	◎	◎	×	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	×			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事※2	◎	◎	◎	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関する事のみ)	◎ (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ)		
		管理区域内の解体廃棄物の管理に関する事									

＜廃止措置工事課長、廃止措置工事課副長、廃止措置工事課員、廃止措置の業務に関わる者、発電指令課長、副長、運転員A、運転員B、放射線廃棄物処理設備の業務に関わる者＞
3年間で24時間以上※4

※1: 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事をいう。
 ※2: 保安教育の内容は、第1編第117条表117-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表117-3の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・この○年間で○○時間以上とは、対象者が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎: 全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×: 教育の対象外